

資本概念の二面性

——株式會社法上の「資本」の特殊性——

久保欣哉

はじめに

物的會社 (Kapitalgesellschaften) たる株式會社は、それらにふさわしい資本概念が認識され、制度化されることによつて物的會社たる株式會社として成立し得るといふのであろう。しかしらばかかる資本概念はどのようなものであろうか。その解答は株式會社の債權者に對する責任形態の中に把握される。それは後述するように計算尺度、計算概念としての資本であり、法律的形式的意義の資本概念である。商法學者の定義するところの資本概念である。

他方企業のあらゆる形態を通じて——個人商人たると、人的會社たると、物的會社たるとを問わず一般的、普遍的に存在する資本概念がある。それは利潤を生み出す元本、すなわち生産力・購買力たる資本である。企業はいかなる形態にもせよ、營利の追究をその本質的要請とする時、有形・無形の元本を必要とする。ウィーラントが企業を定義して「企業とは不定量の財

産増加の獲得のために、經濟的な力を賭することである。すなわち、賭とは換言すれば、資本財産の冒險 (Wagnis von Kapitalvermögen) である。企業者とは財産をその利用方法を通じて多様な危険に曝し、その代りに不定量の財産増加への希望を交換するものである」と述べる時、賭けられた財産こそ元本としての資本である。

本稿はこの二つに分裂した資本概念に架橋を試み、株式會社法を形式的平面的にはなく、立體的に生きた姿で理解するための手がかりを得んとするものである。

(1) Karl Wieland, Handelsrecht 1921 Band, I S. 145 f.
(2) Gower, The Principles of Modern Company Law, 1957 2 ed. p. 96——「不幸にして『キャピタル』は多くの

ことなつた使用法を有する單語である (cf. capital punishment, capital letter, capital ship, capital city, capital of a pillar, capital and labour, capital and income, and "capital")。そして我々がそれに關係ある法的、經濟的、會計的意義においてすら、その使用者は常にその事實を認識しないけれども、それはゆるく用いられ、また異つた時に異つた概念を記述するのに用いられる」と。

(3) vgl. Karl Rauch, Grundkapital und Gesellschaftsvermögen, Gleichsinn und Gegensatz, Schmollers Jahrbuch, 67 II, 1943 S. 175 ff.; Derselbe, Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmitteln, Teil I, 3 Aufl. 1947 S. 1 ff. (以下前者を單に Rauch, a. a. O. とし、後者を

Rauch, Teil I 211) 引用する。

一 資本概念の二面性

物的會社たる株式會社においては、株式の發行、引受、拂込を通じて資本を調達し、調達された資本の運用、その運用の結果生じた利益の出資者たる株主への分配、あるいは、その獲得された利益の社内留保(再投資)による資本の調達という、一連の過程が絶えず繰り返されている。

ところでこのように述べた時、我々は資本の概念について、經濟的な意義の資本、すなわち生産力(Produktionskraft)・購買力(Kaufkraft)としての資本を念頭におき、いるのである。企業の經營者達が、資本不足(Kapitalmangel)をこぼしたり、その故に企業設備の改善・擴張、労働者の雇傭量増加、原材料購入等を全部または一部断念する時には、こうした意味で資本という用語は使用されているといつてよいであらう。

しかしながら他方我々は既に指摘したように法律的には計算尺度としての機能(Maßfunktion)を有する資本概念も知つてゐる。すなわち物的會社たる株式會社においては、會社財産のみが會社債権者の擔保となる結果、資本ないし資本額というものは、會社にあるべき資産の額を示す數字(Kapitalziffer)である。今ここに素朴なる計算方法が許されるならば、純資産(資産と負債の差額)より資本(計算尺度 Maßstabとしての)を差引いて、その超過額があれば企業は利益を生じているから配當をなすことが出来るし、純資産が計算尺度たる資本に足り

なければ缺損を生じているのである。しかも資本の額は資産の増減に拘らず、それとは別個にあるべき數額として存續し續ける。經濟的な意義の資本は實質的な意義の資本概念とし、法律的な意義の資本は形式的な意義の資本概念といつてもよいであらう。この資本の二面性を念頭に本節の最初に述べたところを再吟味してみよう。

まず會社の發足に當り株式を通じての資本調達によって我々は貸借對照表上に貸方項目としての數額——計算尺度たる資本を設定すると同時に、借方項目として、生産力・購買力たる資本を認識することができる。設立に要する費用を度外視すれば、株式が額面價額または拂込剩餘金なしで發行される限り二つの資本の額は株式會社の出發點において一致する。次に調達された資本の運用と我々がいう時は、専ら生産力・購買力たる資本、すなわち借方資産を運用することを意味しており、その運用によって生じた利益が株式を通じて當初の生産力を供給せる社員たる株主に分配されるが、配當可能利益の算定に當り、設立に當り貸方項目として、借方項目たる生産力の供給と同時に認識された資本額を、純資産が上廻っていることを要する。すなわち利益算定の時に至つて資本のもう一つの額、計算尺度としての資本が機能するのである。このようにして算定された企業の利益は、株式會社制度の本質的要請の一端として原則として生産力・購買力の供給者たる社員(株主)に分配されるべく運命づけられてゐる。しかしながら企業(株主)が擴大再生産の過程を望むならば、社員意思として、これを株主總會を通

じて會社の營業活動の過程に再び投入し織込んで行くことができる。そこで次年度の生産力・購買力としての資本はインヴェストメントされただけ初年度より増加しているのであるが、計算尺度としての資本は當初のまま存積するのである。しかしインヴェストメントの形としては法の強制による法定準備金たる利益準備金(八八)の形でするならば、それは次年度以降は當初の「資本」と合して計算尺度としての機能をはたし、取崩して配當することは最早許されなくなる(ただし商二八九)。ところが原則として一定の手續さえふめばなお取崩して配當することも可能な、しかも一定の目的を持った、あるいは持たぬ任意準備金としてインヴェストメントされることもあり、單に繰越利益としてインヴェストメントされることもある。これ等二つはいずれの場合にも配當可能利益の算定上、その中に入れられてもよい。すなわちこれ等は次期の配當可能利益の算定上一應計算尺度として純資産から差引かれるが、なおそれに加えて配當が可能となる。

しかしながら準備金の積立形態は右に述べたものに留まらず、資本準備金、再評價積立金が存在する。近代會計學の教えるところに従えば、企業利益は企業の營業に基く利益に限定され、資本取引より生ずる剩餘(金)は配當可能利益に算入されてはならぬ事が一般に承認され、商法は法定準備金の一種として、資本準備金として、これらの剩餘(金)を積立てることを要求しており、本来の營業成果ではなく、専ら計算尺度機能を擔わせている(ただし商二八九)。またこれと別に、インフレーター

ションにおける企業會計の適正を期する資産の再評價による再評價益もまた營業利益とは區別され、再評價積立金として計算尺度機能を擔わされている(ただし再評價法)。これらの資本準備金や再評價積立金の積立と生産力・購買力たる資本の關係は、營業利益のインヴェストメントの場合とかなり異なる。これ等については三で検討する。

(4) Rauch, a. a. O., S. 179; Rauch, Teil I, S. 6.

(5) 本文では經濟的意義の資本に生産力・購買力のみを擔わせたが、これについても計算尺度機能を有することを看過してはならない。ラウホはこれを適切に指摘する。その際この二重の意義を抽出した功績を彼はシエムペーター、オイケンに歸する。Rauch, Teil I, S. 5f.; Rauch, a. a. O., S. 177 ff.

(6) 設立費用の繰延勘定が認められる(八六)。損益法の立場からは、當期の収益に課すべきでない費用を次期以降に賦課するため、これを貸借対照表の資産の部に示すが當然であるとすれば、本文のように「度外視すれば」という必要はないともいえる。しかし繰延勘定には效役性、換價性のないことを考えれば本文の記述も排斥されないであろう。

(7) Rauch, a. a. O., S. 187; Rauch, Teil I, S. 7 — „Das Grundkapital in seiner geschichtlich gewordenen Prägung hat ein Doppelgesicht. Es ist einerseits Wirtschaftsbegriff, andererseits Rechtsbegriff.“

(80) Ranch, Teil I, S. 165 ff. ラウホは純益は誰のものかという疑問より出發して詳しく検討し、一七七頁以下では次のように述べてゐる。「すでに硬い資本金 (das starre Grundkapital) を顧慮して、株式資本金勘定が附加的勘定 (準備金) によって補充されねばならない株式會社にあっては、貸借對照表中の純益 (Reingewinn) は借方項目及び貸方項目の間の殘額にすぎない。すなわちそれは貸借對照表技術的には中性的項目 (ein neutraler Posten) であり、貸借對照表の有機的要素ではない。ただし純益は貸借對照表中成果計算よりの超過額にすぎないものであって、その超過額は資本勘定の中にそれに對應するものを見出し得ないからである。それは暫定的な意味しか持たず、やがて取崩されるべく定められている」「年度利益 (Jahresgewinn) はそれ故株主への分配に運命づけられてゐる」と。

二 「資本」の歴史的發展

法律上の資本概念(以下「」付の場合はこの意味)は、しからばどのような過程を辿つて、沈澱結晶したものであろうか。「資本」の特殊性をその歴史的發展過程に立歸つて概観してみよう。

一七世紀における我々の會社形態の古い形式である Handliskompagnien は今日における資本金を認識してはいなかった。一七世紀中葉以來繼續資金 (Dauerfonds)・永久的資金 (fonds perpetuel) が創出され、それへの傾向は強まつていったが、

これは二世紀を通じて絶對的に必要なものでも、また不變のものとしても行われなかつた。當時においては、配當率が當初恣意的に定められたのと同様に、確定利子の支拂が通常であつたからである。

ラウホは今日の「資本」の性格をヴィッテンベルク商法典草案(一八三九年第二六一條)に見出す。そしてナッソウ公爵領一八四二年商法手形法草案がこれに與した(一〇〇條)。前者は配當可能利益を「一定の計算期間の後に生じた出資財産を越える超過額」と定義する。立法理由はこれを「利益配當は會社資金が充分に存在する時のみ行われ得る。かつ最終決算とともに利益が生じているだけでなく、資金が前年度損失により侵されていぬ時のみ行われ得る」と説明した。しかしこれはナッソウの草案とともに法律とならなかつた。

次に出資資本 (Einlagekapital) の技術的表示としての資金なる用語 (das Wort Grundkapital) は一八四三年一月九日の株式會社に關するプロシヤ法とともに、その法律用語として現われた。すなわち第一七條第一項は「定款上の資本金」は株主への拂戻によつて減ぜられてはならないとし、第二項は、建設利息を除外すれば「株主に對して、利子の形にせよ、利益配當の形にせよ、年度決算後に超過として生じたより以上のものを配當することは許されない」旨定めた。しかしこれはヴィッテンベルク草案の簡潔さに及ばず、計算方法について再び疑いを生ぜしめ、一八五〇年には王は次に述べるごとく、その定款は充分填補されざる貸借對照表の損失があつても幾らかの利

益配當を豫見するベルリン銀行の設立を認可した⁽¹⁸⁾。すなわち定款第三六條以下で「年度貸借対照表を通じて會社資本の減少が現われ、かつ第六五條に記述された準備金が缺損填補に足りないならば、續く年度において獲得された純益は半分のみが利益配當として分與され得、残り半分は基本資本の補完のために充當される。そしてこの規定は資本が再び百萬ターレルの原高に達するまで適用される。」

一方ニールンベルク委員會 (die Nürnberger Verhandlungen) において、一八五七年に ADHGB の中に株式會社の基本資本が損失により減少されているならば、その補充あるまでは何等の利益も支拂われてはならないとの規定を採用しようとする提案を拒絶した (議事録一〇四五頁)。

一八七〇年に至り免許主義 (Konzessionsystem) への回避と、準則主義 (System der Normativbestimmung) の採用に關連して、株式法改正法 (die Aktiennovelle) により疑いのない形で成文規則は初めて定められた。當時「年度決算貸借対照表によつて全出資の純超過分として生じたところのもの」が株主に分配されてよいとらうことにつらう ADHGB 第二二七條第一項第一文 (現行株式法第五六條に相當) が鋭く嚴格に定められた。さらに第二文として「損失により減少せる出資總額が恢復せられざるまでは株主は利益配當を受取ることはできない」と結ばれている。しかし決定的に重要なことは、第二三九條 a 第三號を通じて規定の實施を貸借對照表的に確實なものとしたことである。「資本金の額は貸方に記入されなければ

ばならない」ということこれであり、この貸借對照表上の安全装置の上に (auf dieser bilanzmäßigen Sicherung) 立法上のフクセントは存在したのである。ラッホは續けていふ。「かくて我々にとつて決定的な足跡が記されたのである。それは法的觀察にとつて、資本金をその本質において變えたのである。すなわち債權者のために法的に確保せられた財産部分 (Verhögenseil) かつ、その計算概念 (Rechnungsbegriff) 27 (28) 實在 (Realität) なる抽象 (Abstraktion) になつたのである。」

- (6) Rauch, a. a. O., S. 181 ff.; Rauch, Teil I, S. 3 f.
- (10) Rauch, a. a. O., SS. 181, 182 und Anm. 3, 4 in S. 181.
- (11) Rauch, a. a. O., S. 183; Rauch, Teil I, S. 3 Anm. 1.
- (12) Rauch, Teil I, S. 3 Anm. 1.
- (13) Rauch, a. a. O., S. 184.
- (14) Rauch, Teil I, S. 3 Anm. 1.
- (15) Rauch, Teil I, S. 4.
- (16) Rauch, Teil I, S. 4.

三 「資本」と生産力・購買力の關係

かくて、今日株式會社法上資本の語を使用する時は次の定義においてのみ正確な使用となる。「資本とは法定の手續によつて定められ⁽²⁸⁾、かつ登記および貸借對照表により公示される一定の數額であつて^(28a)、會社財産を會社に留保さ

せる最小限度を示すものをいう⁽¹⁷⁾これである。ラウホはそれ故に「資本金 (Grundkapital) とは、經濟的概念たる會社財産に對し、貸借對照表法規によつて擔われた、法律的な目的創造物 (ein juristische Zweckschöpfung) である」と述べるのである。これに對し會社財産は「資本」に關係なく流動變化するものである。しかしながら兩者を關連せしめて株式會社制度を觀察することは「資本」の概念を右のように正確に解すべきであるということとは別問題であり、かかる觀察方法が許されないわけではない⁽¹⁸⁾。さらに兩者間に架橋を試みる觀察方法が結果として何等かの實益を生むならば、かかる觀察方法の存在意義もまたあるとしなければならぬ。そこでとりあえず以下において、兩者間の關連を商法上の若干の場合について検討してみることとしよう。

(1) 商法上「資本」の増減變動のある場合と生産力・購買力たる資本の關係について。そのうち(イ)「資本」増加を生ずるのは、通常の新株發行⁽¹⁹⁾、轉換社債の轉換⁽²⁰⁾、株式配當⁽²¹⁾、法定準備金の「資本」組入⁽²²⁾、再評價積立金の「資本」組入⁽²³⁾、および吸収合併⁽²⁴⁾の各場合である。通常の新株發行はその本來の目的が資金(生産力・購買力)の調達にある以上、兩資本概念の同時並行的増加は異論がない。轉換社債については、生産力・購買力の増加はすでに社債を通じて資金が企業内に吸収された時に生じていると解すべきである。ただし企業の生産力・購買力は、それが自己資本たる⁽²⁵⁾と他人資本たる⁽²⁶⁾とを問わずその調達と同時に形成されると解するの

が當然だからである⁽²⁷⁾。株式配當の場合には私見によれば法定準備金の資本組入の場合と異り、生産力・購買力の増加・形成を伴うと解する。配當可能利益は一定の手續によつて處分されて株主への分配または社内留保(再投資)等が定められるべきものであり、株式配當は株主總會特別決議に基く配當可能利益のインヴェストメントを生ずると觀察するのが正しいと考へる。これに反して法定準備金の「資本」組入は「資本項目」間の振替と解すべきで、生産力・購買力の増加・形成は伴わない。その増加・形成は法定準備金の積立の段階で検討すべきことに屬する(後述)。再評價積立金の「資本」組入もまた同様である。吸収合併の場合は、存續會社につき「資本」が増加する時は、その「資本」増加は生産力・購買力の形成を伴うと考へてよい⁽²⁸⁾。

(ロ)次に「資本」減少の場合と生産力・購買力との關係について。實質上の「資本」減少の場合は、「資本」減少と生産力・購買力の減少(株主への拂戻に當てられる)は同時並行的であるが、名義上の(計算上の)「資本」減少では、生産力・購買力の減少——「資本」に食込むような經營不振に基く損失による——が先行する⁽²⁹⁾。

(2) 第二の觀察方法は生産力・購買力の増減の點に立って、これと「資本」との關係をみることである。(イ)まず利益の社内留保(再投資)により生産力・購買力は増加する。社内留保の形式としては利益準備金、任意準備金、繰越利益のいずれによるも、資本形成(Kapitalbildung)——生産力・購買力の増加——

—を生ずる。しかしこれはただちに「資本」の増加に關與することではない。しからば資本準備金の積立(八二)は生産力・購買力の増加を結果するであろうか。その發生原因に遡つて分析しなければならぬ。プレミアム、拂込剩餘金については「資本」の構成部分となった額面額または「資本」組入額が生産力・購買力の形成に寄與するのと等しく、これらの積立(同條)はこの段階で生産力・購買力の増加を結果する。ただし原始元入額の營業活動を通じての成果の積立である營業利益の積立と、原始元入額そのものであるこれらの積立とは、生産力・購買力形成の實質がその意味で異なることを看過すべきではない。同條第三號の財産評價益の積立は、ここに屬するのは原則として非營業用固定資産の評價益のみと解されるのであるが、客觀的にかかる評價益が企業の生産力・購買力の増加に寄與するとするに疑問なしとしない。しかし例えば非營業用の土地が附近に鐵道開通のため値上りし、しかも貨幣價値の變動がなければ、當該企業の生産力・購買力は潜在的に増加してゐると考えてよいであらう。減資剩餘金(同條)の積立は實質上の「資本」減少の場合には「資本」減少と同時に企業全體の生産力・購買力の減少が並行しており、かかる過程より生じた剩餘金の積立が生産力・購買力の形成に寄與するといわれはしない。また名義上の「資本」減少の場合は、生産力・購買力の減少はすでに先行し、「資本」を現實の縮少せる會社財産に應じて切捨てる處置であり、そこに資本準備金を生ずる場合もある、これを目して生産力・購買力の増加を觀念するを得ない。吸収合併の場合に生

ずる資本準備金の積立は、その背後に生産力・購買力の増加を認識してよい。再評價積立金の積立は遂に生産力・購買力の増加を觀念することは出来ない。ただし會社財産の實體は變りがなく、貨幣價値暴落によつて生じた不均衡を埋める修正處置にすぎないからである。また他人資本の調達は生産力・購買力の増加を意味するが「資本」には無關係である。すなわち社債發行、その他の借入金はこの積立(同條)に屬する。營業全部の讓受(同條)については、生産力・購買力の増加は各場合に具體的に異なるが、それが認められる場合にも、「資本」には無關係である。

(四)次に生産力・購買力の減少は企業の經營不振より生ずる。しかし「資本」は、たとえ損失が準備金の取崩しによつても填補し得ず「資本」以下に會社財産が減少しても、「資本」減少の手續を採らぬ限り當初のまま存續する。その時に「資本」は部分的に、あるいは完全に背後の生産力・購買力機能を喪失するが、なお計算概念、尺度機能として存續する。また營業の讓渡により(同條)生産力・購買力の減少を生ずるとしても(對價關係にある時は必ずしも減少するものではない)、「資本」はそのまま存續する。

(17) 田中(誠)・資本と準備金(株式會社法講座第四卷)一
二七七頁。

(18) Rauch, Teil I, S. 2.

(19) 田中(誠)・新版商法總論八一頁九九頁參照。商法學の觀察科學であることが指摘されている。

(20) 田中(誠)・會社法(青林)三〇九頁。

(21) それ故に學問上社債を「資本調達」の項目下で新株發行とともに取扱う傾向のあるのは當然である。法典上の「新株發行」の位置の不適切なこと、「計算」と「社債」の中間に位置すべきことにつき田中(誠)・前掲書三一―一頁。

(22) 拙稿・商法二九三條ノ二と商法二九三條ノ三・II(一橋論叢三七卷三號七四頁)、同・株式配當と無償交付の實質的異同とこれについての法の合理性について(一橋論叢四十卷四號九〇頁以下)参照。嚴密な分析を行えば配當可能利益中、當期利益以外の繰越利益、任意準備金はすでに積立の段階で生産力・購買力の増加形成を生じている。しかし兩者を含めて株式配當を利益配當として把握する妨げとはならない。當期利益以外の株式配當を資本項目の振替とし、會社財産に變動なしとすることによって利益配當でないとするならば、繰越利益、任意準備金よりの現金配當は自己資本の分割拂戻しとし非課税とせねば首尾一貫しない。さらに當期利益も株式配當による時は「資本項目」の振替とし會社財産に變動なしとするならば、現金配當はすべて自己資本の分割拂戻しとし非課税と構成せねば首尾一貫しない。しかし當期利益は資本項目ではない。私見と同説、太田哲三稿・株式配當と株式分割(企業會計九卷一二號六頁)、同・再び株式配當について(企業會計一〇卷一一號四頁)・Ranch, Teil I, S. 152ff. 註(8)参照。

(23) 註(22)の拙稿参照。
(24) 存續會社の増加する純財産額に増加する「資本」十資

本準備金十合併交付金の等式が成立するからである。しかし合併の本質を人格合一説によって解する以上、生産力・購買力のみ増加し「資本」の増加しない吸収合併、「資本」も生産力・購買力も増加しない吸収合併も考えられることに注意せねばならない(田中(誠)並木・續例解商法二二九頁以下参照)。

(25) 田中(誠)・前掲書四六一―二頁。

(26) 註(22)参照。

(27) 田中(誠)・資本と準備金(前掲)一三〇四―五頁参照。

(28) cf. Ballantine, On Corporations, 2 ed. 1949, p. 541.

(29) 註(24)参照。

(30) ただし再評價は適正なる減價償却を可能にし、間接的に企業の生産力・購買力の確保に貢獻する。なお再評價積立金の積立により會社は税を負担するいわれはないが、政策的理由より六%の再評價税が課せられる。その理由につき沙見三郎並木・松隈秀雄編・稅務讀本(昭32)一八八頁参照。

(31) 註(21)参照。

(32) Ranch, Teil I, S. 2, S. 6f. 特に六頁でラウホは、かくて資本は回想項目(Erinnerungsposten)となったのであり、「消え失せた偉觀にのぼる」(von entschwindener Praecht)證明するにすぎなくなるといふ趣旨を述べらる。

むすび

私は以上の観察方法が實益なきものとは考えない。例えば利益準備金の「資本」組入も、再評價積立金のそれも、ともに「資本」増加を來たすが、積立の段階で前者は營業利益のインヴェストメントによる生産力、購買力の増加を認識出来るのに、後者は價值修正として、會社の實體に何等變動なく、その積立によるも何等生産力・購買力の増加はない。組入の段階では兩者はともに「資本」項目の振替であるのに積立の段階ではかくも異なる。この相違は「資本」を「資本」としてのみ考える限り、見出し得ず、株式會社制度の法的理解は平面的形式的に留まることとなる。「資本」を「資本」として考えることは、

「資本」を生産力・購買力と関連せしめて考えることを排斥するものではない。かかる観察方法によって右の相違は見出され、株式會社の法的理解は立體的な生きた姿での理解への手がかりを與えられる。ここに觀察科學 (una scienza di osservazione) としての商法學の眞髓の一端はあるといわなければならぬ。

(附記) 本稿は三月二十七日一橋法學會商事法部會で報告したものであり、出席の方々より有益な助言を戴いたものである。また外國語につき長友福岡博之講師より御教示を賜った。ここに記して感謝の意を表する。

(一九五九・三・二八) (青山學院大學講師)